

「子ども・子育て新システム」の実現と機能強化にあたっての連合の考え方

日本労働組合総連合会
総合政策局長 中島 圭子

1. 基本制度ワーキングチームでの今後の議論にあたって

- ① 子ども・子育て新システムの議論とともに、いま政府においても「社会保障改革に関する集中検討会議」の議論が進んでいる。未来の担い手である子どもや若者に必要な支援を行い、社会の持続可能性を確実なものにしていくこと、即ち人生の前半期、子ども・子育て政策の充実や若者の就労支援等「全世代型の社会保障」にシフトしていくことが共通認識となりつつある。
- ② この「全世代型の社会保障」の重要な柱の1つが「子ども・子育て新システム」である。将来社会の担い手である子どもや若者への支援は「未来への投資」であり、将来社会・経済の担い手を育成していくためにも欠くことができない。
- ③ また、今般発生した東日本大震災を通して、子どもや子育て世帯への総合的な支援の必要性があらためて浮き彫りになった。地域の子育て支援力、子どもに関わる地域横断的な情報ネットワーク、被災した子どもと子育て世帯への総合的な支援体制など、有事・平時にあっても、子どもと子育てを包括的に支援する基礎的な支援システムの必要性が明らかになった。東日本・被災地域の復興・再生にあたっては、この「子ども・子育て新システム」を先取りして、地域の子ども子育て支援システムを構築して行く必要があると考える。
- ④ 財政状況が厳しいことから、社会保障改革と震災復興に優先順位をつけるべきという意見もあるが、両者は二者択一のものでなく同時並行で叡智を結集して進めていくべきである。未来の担い手世代への“投資”は待ったなしの課題であり、「子ども・子育て新システム」の実現は先送りしてはならない。本ワーキングにおいても、一致協働して「子ども・子育て新システム」実現への合意形成をはかり、「全世代型の社会保障」の中に、本システムを明確に組み込んでいく必要がある。

(参考資料：別紙)

2. 質の改善について

(1) 質の改善の必要性について

- ① 現行の子ども・子育てに関する諸制度の質・量の改善をはかること、「子ども・子育て新システム」の構築による機能強化が急務である。
- ② とりわけ「待機児童解消」「子ども達の育ちの場と子ども・子育て支援の受け皿の拡充」「すべての子どもと子育てへの総合的な支援の仕組みづくり」「小一の壁に象徴される学童保育体制の整備」「社会的擁護やこれに準ずる支援の必要な子どもと家族のサポート」に機能の拡充が求められている。

③ 保育所などの施設基準は、戦後今日に至るまで殆ど改善されることなく放置されている。また、孤立した子育て世帯へのアウトリーチ型の相談支援体制の拡充や、子ども・子育てコーディネーターの配置など、子ども子育てにかかる安心と質の確保、及び利用保障を担保する仕組みに質量ともに改善していく必要がある。

(2) 質の改善に関する基本的な考え方

① 質の改善にあたっては、「福祉的機能の充実」と「利用保障」の仕組みが、最も基礎的な機能として不可欠である。被虐待児の増加や社会的養護にかかるニーズの拡大、孤立した子育て環境など、子ども・子育て制度全般の福祉的機能の充実と底上げをはかる必要がある。

② また、地域におけるニーズの把握や地域特性に即した支援・サービス体系の構築など、ナショナルミニマムとしての最低基準をベースとしつつ、基礎的自治体である市区町村に権限と財源を担保し、総合的な支援体系を地域に構築する必要がある。

③ 総合的な支援サービスの提供に当たっては、①②を基礎に、多様な担い手の参画、都道府県による広域調整を行う必要がある。

(3) 質・量の改善のための財源について

① 本システムでは、子ども・子育てにかかる給付の一体化が目指されているが、現在一般財源化（地方交付税）されている障害児にかかる地域支援事業、公立保育所運営交付金相当分についても子ども・子育て財源として一体化を図る必要がある。

② 一般財源は使途が特定されない財源として自治体に交付されているため、その使途が不明確で、多くの公立保育所では非常勤が半数を超えるなど社会的規制力が働いていない。また、待機児問題を抱える都市部の自治体では、地方交付税不交付団体である場合が多く、保育所、認定こども園など受け皿の量的拡大に苦慮している現実がある。

(4) 公費負担割合および利用者負担について

① 子ども・子育てにかかる公費負担割合は、保育所でも公費負担割合は約6割にとどまっており、他の社会保障制度に比して総体的に少ない。

② 利用者負担の公平性をはかると同時に、すべての子どもをカバーするために、価格設定は公定価格とし、「応能負担」を原則とするべきである。

(4) 各論

① 「こども園（仮称）」において3歳未満児保育の取り組み促進を行う点は評価するが、「こども園（仮称）」の分園整備については、分園に入所する3歳未満児への完全給食の確保、離乳食、アレルギー食等への配慮が可能な慎重な検討が必要である。

② 地域子育て支援拠点に「子育て支援コーディネーター」を配置する点は評価する。同時に、被虐待・虐待への対応、社会的養護など介入的支援、応諾拒否ケースへの対応、生活相談など、市区町村が権限と責任を持って、調査や調整権限を発揮できるよう権能を明確にすべきである。

以 上

社会保障制度改革の考え方と方向性について

日本労働組合総連合会

会長 古賀伸明

未曾有の東日本大震災により、わが国はいま、災害復興、社会保障改革、財政再建という大きな課題に直面している。震災の経験の中で、誰もが社会的な支えあいを必要としており、とりわけ子ども、高齢者、障害者、失業者など社会的支援を必要とする人々が一層の困難にさらされている事実は、社会的保護や支援の必要性を浮き彫りにしている。災害とその復興のプロセスの中で、貧困や格差、社会的排除が拡大することがあってはならない。

同時に、わが国が直面する少子高齢化はゆるやかな災害と言っても過言ではなく、災害復旧・復興が短期集中型の対策・財政需要であるとすれば、社会保障は日本社会の将来をも左右する中長期的な対策を必要とするものである。両者は二者択一でなく、ともに取り組むべき課題である。

国民の安心の実現と社会・経済の活性化をはかるために、将来の社会の担い手世代を育成し、社会を支える中間層の再生と経済の好循環を取り戻すためにも、社会保障改革は待ったなしの課題であり先送りをすべきでない。

本日は、海外出張のためやむなく欠席となるので、基本的方向、子ども・子育て支援、就労促進について、文書にて若干の考え方を述べたい。

1. 社会保障は社会の安心と活力の基盤、未来への投資

貧困や社会的格差、非正規雇用の拡大など、人々の生活基盤、自立基盤が不十分であれば、結果として将来の社会的リスクや社会的コストを拡大することになる。貧困や孤立に陥る前に、就労を基軸に積極的・能動的な社会保障政策を転換し、誰もが「参加」と「居場所」のある社会をつくること、結果として、社会の安定、経済の成長と好循環を生む。社会保障を強化することは経済成長にも寄与するものである。

2. 「3つの理念」「5つの原則」

「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」(2010年12月)で示された、「3つの理念」①参加保障、②普遍主義、③安心に基づく活力、「5つの原則」①全世代対応、②未来への投資、③分権的・多元的供給体制、④包括的支援、⑤負担の先送りをしない安定財源、により、社会保障の機能強化を確実に進めていく必要がある。

3. 全世代型の社会保障への転換

従来、高齢期に偏重してきた社会保障を全世代型に転換し、次世代育成、若者・現役世代の就労と社会参加の促進を軸に、将来の社会の担い手世代（子ども、若者、現役世代）を戦略的に育成・支援していく必要がある。

4. 子ども・子育て新システムの実現

○子ども・子育てを社会全体で支える仕組みの構築は喫緊の課題である。

若者や現役世代が経済的に自立し家族を形成できること、安心して妊娠・出産し、仕事と生活を両立しながら子育てができること、孤立することなく包括的な支援策が整備されていることが肝要である。

○子ども達が、貧困や「希望の格差」にさらされては、将来の社会の担い手は育成できない。質量ともに、子ども・子育てをめぐる社会的支援や機能強化が図られなければ、少子化は止まらない。切れ目のない子ども・子育て支援の強化は、次世代育成、女性の就業率の向上、少子化対策にも資する。

○このため、「子ども・子育て新システム」の実行は不可欠である。子ども・子育て支援策の質量の改善と拡大、機能強化、このための財源確保は、「未来への投資」として今すぐ実行に移すべきであり、先送りしてはならない。

5. 雇用を通じた参加保障と就労促進

○就労インセンティブを高め、雇用政策と社会保障政策が連動したセーフティネット機能の強化が喫緊の課題である。若者が希望を持って働き、仕事や地域社会での生活を通して「参加」と「居場所」を確保することは、社会経済の活力の源泉ともなる。貧困や格差の再生産を防止し、就労を軸とした参加型社会に向け、重層的なセーフティネットの整備が必要である。

○まずは、「第1のセーフティネット」である「国民皆年金・皆保険体制」の揺らぎを解消しなければならない。このため、非正規労働者の社会保険への加入促進と適用拡大、給付改善、及び低所得者対策の強化が必要である。

○また、「第2のセーフティネット」として、トランポリン型の求職者支援制度、住宅支援、パーソナルサポート等きめ細かい就労自立支援策の構築が必要である。これらを通し、求職、失業、困窮に直面しても、スティグマの発生しない利用しやすいセーフティネットにより就労への復帰・促進と就業率の向上を図ることが肝要である。

以 上